

★ボランティア保険を知っていますか？！

→ ボランティア活動を安心して行っていただくための保険です！

特徴

① 事前の申し込みが**不要**！

事故が起きた後に座間市役所市民協働課へご相談ください。

② 対象が**ワイド**です！

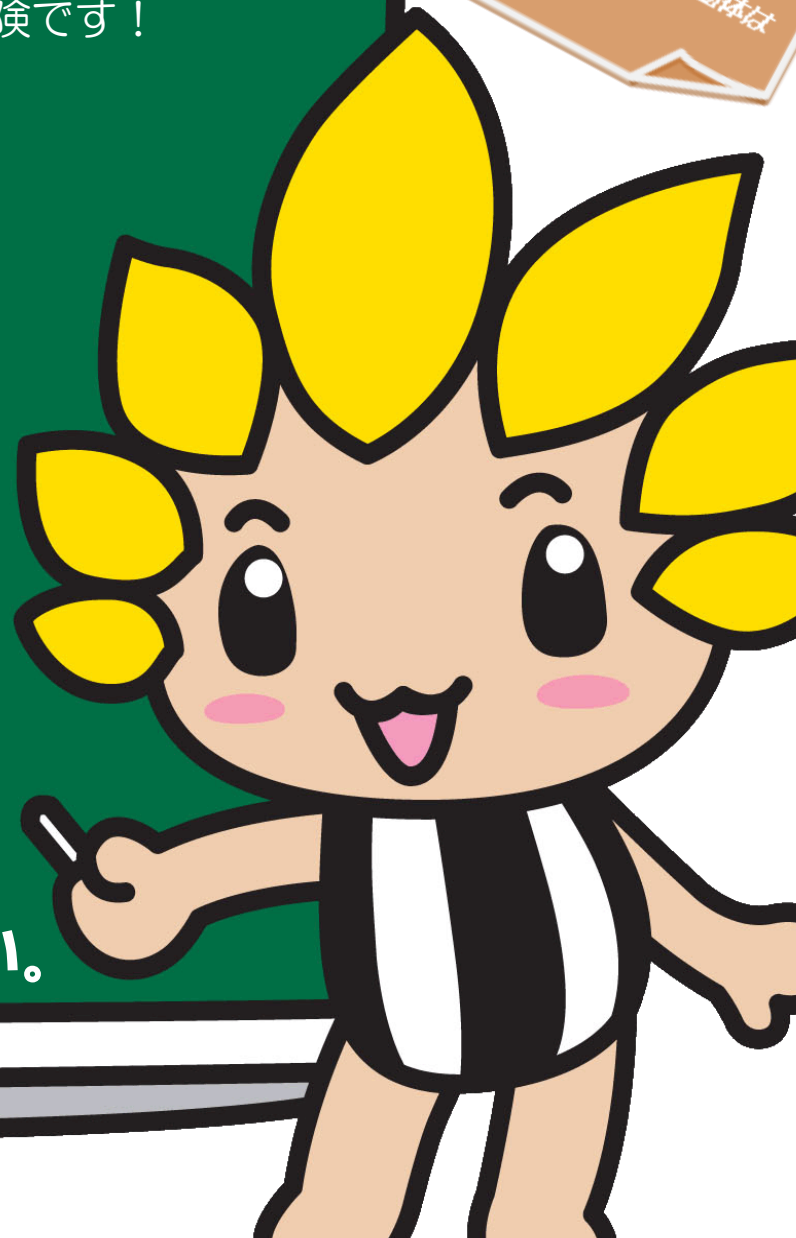
全市民はもとより、市外の方でも主に座間市で活動していれば適用されます。

③ **賠償責任**と**傷害補償**が適用！

ボランティア活動中の自分や他人のケガ、物を壊してしまった時に！

→ 詳しくは裏面をご覧ください。

更に**ワイド**に改正しました！
→ 座間市ボランティアセンター(※)登録団体は
適用対象となりました！



ボランティア保険（座間市ボランティア活動補償制度）の概要

1 対象となるボランティア活動

ボランティア活動を行うために自主的に結成された団体又は個人で、座間市内に所在地・住所（勤務地を含む。）を有する者が、本来の職場を離れて自由意志のもとに日本国内で行う継続的、計画的かつ公益性のある直接的活動。ただし、政治、宗教及び営利を目的とするものは除きます。

《活動の具体例》

- 地域社会活動・・・自治会活動、PTA活動、交通安全活動、清掃活動など
- 青少年健全育成活動・・・青少年育成活動、非行防止活動など
- 社会福祉・奉仕活動・・・社会福祉施設援護活動、ホームヘルプ、手話通訳など
- 社会教育活動・・・各種スポーツ・レクリエーション活動、文化活動など

※上記活動の中で自助活動に該当する場合は、対象とならない場合もあります。

※無償であること。（交通費など実費弁償は除く）

2 対象事故と補償内容

【賠償責任事故】

ボランティア活動中に活動者（市民団体において活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者またはこれに準ずる者及びボランティア活動を実践している個人）の過失により、他人の生命、身体又は財物に損害を与え当該活動者が被害者から損害賠償を求められ、賠償責任を負う事故で保険会社の承認を得て、次の補償額の範囲内で費用が支払われます。

身体賠償（対人）	1人1億円、1事故3億円を限度
財物賠償（対物）	1事故300万円を限度
保管物賠償	1事故300万円を限度

※免責金額 1事故につきそれぞれ5,000円

《支払われる費用》

- ・治療費、入院諸雑費、通院交通費、慰謝料、休業損害費、葬祭料、死亡による逸失利益や物の修理代など。
- ・保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解又は調停費用
- ・損害の防止又は軽減のための有益な応急緊急措置費用

【傷害事故】

ボランティア活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、活動者が死亡し、又は負傷した事故で、次の補償額の範囲内で保険会社の承認を得て保険金が支払われます。

死亡補償金	500万円	当該事故の日から180日以内にそのケガがもとで死亡したとき
後遺障害補償金	500万円～15万円	当該事故の日から180日以内にそのケガがもとで後遺障害を生じたとき
入院補償金	日額4,500円	当該事故の日から180日を限度
通院補償金	日額3,000円	当該事故の日から180日までの間において90日を限度

3 この制度で補償されない場合の主なもの

- ・被保険者等の故意による事故
- ・戦争、変乱、暴動、労働争議等、政治的社会的騒じょうによる事故
- ・地震、噴火、洪水、津波などの自然変象による事故
- ・被保険者等の同居の親族に対して負担する賠償責任事故
- ・被保険者等が所有、使用、管理する車両又は動物に起因して負担する賠償責任事故
- ・熱中症、日射病等の内因性による事故
- ・活動者等の飲酒、薬物等の使用による事故

4 保険の契約、加入及び登録

ボランティア活動をされるみなさんを被保険者として、市が保険会社と契約をします。加入の申込みや登録の手続きは必要ありません。

5 事故の連絡

ボランティア活動中に不幸にも事故が発生したときは、直ちに市役所（連絡先参照）へ電話等により事故の連絡をお願いします。

☆連絡していただく内容☆

- ・連絡者の住所、氏名、電話番号
- ・事故の内容
 - ① いつ (日時)
 - ② どこで (場所)
 - ③ だれが (加害者)
 - ④ だれを(何を) (被害者又は破損物)
 - ⑤ どうして (事故状況)
 - ⑥ どうなった (被害状況)

☆詳細についての問い合わせ先☆

市民部市民協働課地域振興係

電話 046(252)7966 (直通)